

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

平成 30年 6月 28日

京都府南丹保健所長 様

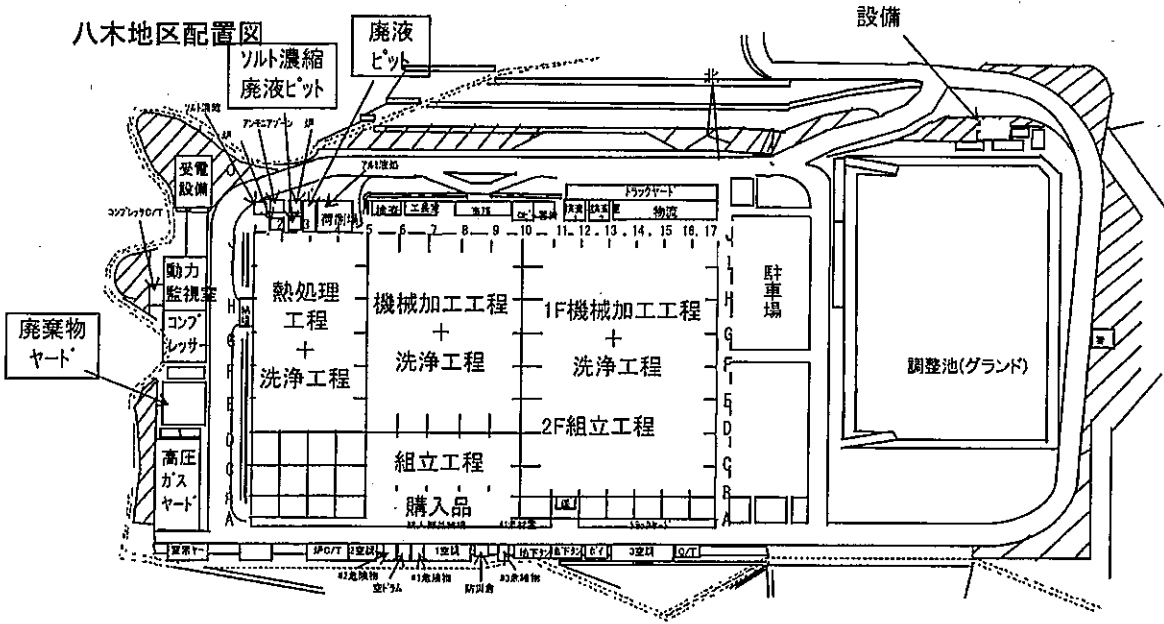
提出者 住所 静岡県富士市今泉700番地の1
氏名 ジヤトコ株式会社
代表取締役社長 中塚 晃章



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ジヤトコ株式会社 八木地区
事業場の所在地	京都府南丹市八木町室橋山田10番地の1
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	輸送機械器具製造業（日本標準産業分類番号 3113）
②事業の規模	48656.1百万円（八木地区の製造品出荷額）
③従業員数	633名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙を参照願います。

工場配置図(建設業除く)



廃棄物発生工程(製造業は製造工程概要含む), 工場内処理フロー

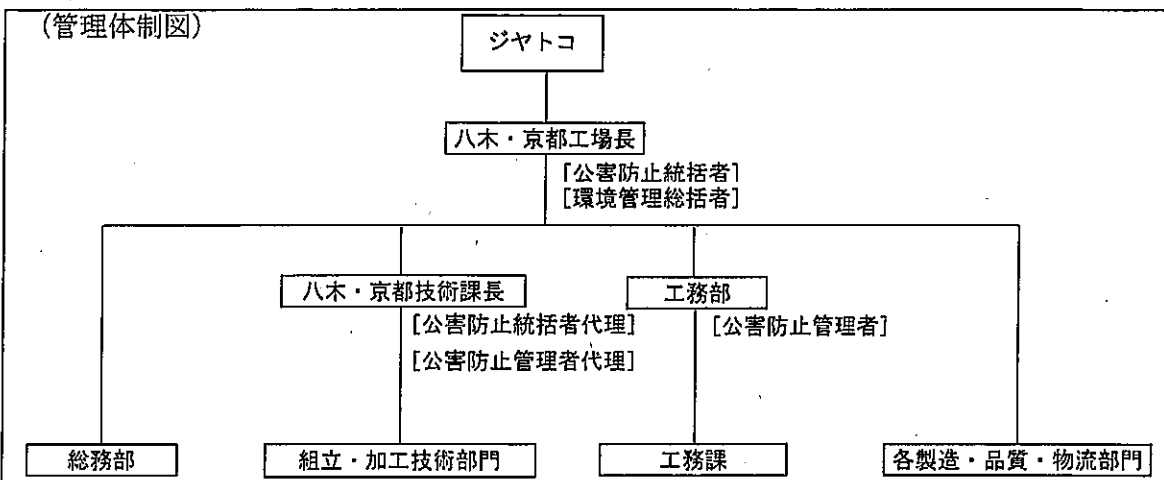
(1) 廃棄物発生工程

発生工程	発生廃棄物
機械加工工程	廃油(切削廃液), 廃油(ウエス), 廃プラスチック, 金属屑(研磨粉), 陶磁器屑(砥石屑), 汚泥(ショット粉)
洗浄工程	廃油(切削廃液), 廃油(ウエス)
組立工程	廃油(ATF廃液), 廃油(ウエス), 廃プラスチック
熱処理工程	廃プラスチック, ショット粉
購入品	廃プラスチック
工場管理	ガラス・陶磁器屑(ガラス屑, 耐火レンガ, ファイバー), 木くず, 水銀含有産業廃棄物(廃蛍光灯, 廃電池)
排水処理	汚泥(総排ケーキ)
廃液ピット	汚泥(ピット汚泥)

(2) 事業場内処理フロー

汚泥(ピット汚泥)	→ 廃液ピットに経年堆積	→	業者委託
汚泥(総排ケーキ)	→ 脱水処理	→ 専用缶	→ 業者委託
汚泥(ショット粉)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ フレコンパック	→ 業者委託
廃油(切削廃液, 含浸廃液)	→ バキューム運搬	→ 廃液ピット	→ 業者委託
廃油(ウエス)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ 業者専用コンテナ	→ 業者委託
廃プラスチック類	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ 業者専用コンテナ	→ 業者委託
水銀含有産業廃棄物(廃蛍光灯)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ 専用缶	→ 業者委託
ガラス・陶磁器屑(砥石屑)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ 専用缶	→ 業者委託
(ファイバー, 耐火レンガ)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ フレコンパック	→ 業者委託
燃え殻(燃え殻)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ フレコンパック	→ 業者委託
金属くず(研磨粉)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→ 専用缶	→ 業者委託
木くず	→ 廃棄ヤードへ運搬	→ 業者専用コンテナ	→ 業者委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（平成29年度）実績】 1,578 t							
	産業廃棄物の種類	汚泥	木屑	廃油	廃プラ	金属屑	ガラス屑 陶磁器屑	
	排出量	79 t	8 t	1,171 t	71 t	244 t	5 t	t
①現状	（これまでに実施した取組） 切削水・洗浄水の更新間隔の延長による廃液の削減 不良品の低減活動による研磨粉の削減 薬品添加量の適正化による脱水汚泥の削減 廃プラ細分別による有価化 切削水浮上油の有価化							1,578
	【目標】 1,409 t							
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	木屑	廃油	廃プラ	金属屑	ガラス屑 陶磁器屑	
	排出量	145 t	7 t	987 t	60 t	206 t	4 t	
	（今後実施する予定の取組） 更なる生産効率UPによる廃棄物原単位の削減 油漏れ設備等の改善による廃カススの削減 原単位2%削減 ※過去4年間実績値の平均原単位(t/台)×生産計画台数×2%減より算出 0.0028t/台×520,721台×0.98=1,408.2t							1,409

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラ細分別化(焼却、RPF、有価物)
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラ細分別化(焼却、RPF、有価物)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】 0t		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】 0t		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】 0t		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 特に無し			
②計画	【目標】 0t		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 特に無し			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】 0t							
	産業廃棄物の種類	—	—	—	—	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特に無し							
②計画	【目標】 0t							
	産業廃棄物の種類	—	—	—	—	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し							
産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
①現状	【前年度（平成29年度）実績】 1,578 t							
	産業廃棄物の種類	汚泥	木屑	廃油	廃プラ	金属屑	ガラス屑 陶磁器屑	
	全処理委託量	79 t	8 t	1,171 t	71 t	244 t	5 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	45 t	8 t	1,171 t	71 t	244 t	0 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	79 t	8 t	1,171 t	71 t	244 t	5 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
(これまでに実施した取組) 廃棄物収集運搬業者及び処理業者の現地処理業務の定期監査 再資源化率の高い事業者を選定している。								

		【目標】 1,409 t						
		産業廃棄物の種類	汚泥	木屑	廃油	廃プラ	金属屑	ガラス屑 陶磁器屑
②計画	全処理委託量	145 t	7 t	987 t	60 t	206 t	4 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	38 t	7 t	987 t	60 t	206 t	0 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	145 t	7 t	987 t	60 t	206 t	4 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物収集運搬業者及び処理業者の現地処理業務の定期監査の継続							
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。